

環境省からのお知らせ

「(情報提供) 国内資源循環確保に向けたプラスチックリサイクル体制整備の緊急支援について」

中国政府が本年 12 月末から生活由来の廃プラスチックの輸入を禁止することとしているため、これまで資源として中国に輸出されていた廃プラスチックが国内で処理せざるを得なくなることが見込まれています。

このため、環境省としては国内資源循環の確保に向け、プラスチックリサイクル体制の構築を支援すべく「省 CO2 型リサイクル高度化設備導入促進事業」の第 3 次公募として、当該事業に係る補助事業者（執行団体）に採択した公益財団法人 廃棄物・3R 研究財団において、本日からプラスチックリサイクルの高度化に資する設備を導入する事業者を募集することとなりました。

「省 CO2 型リサイクル高度化設備導入促進事業」は、省 CO2 型リサイクル高度化設備を導入することによって、使用済製品等のリサイクルプロセス全体のエネルギー起源二酸化炭素の排出抑制及び資源循環を同時に推進することを目的としています。

今般の公募は、中国の廃プラスチックの輸入規制を受けて、国内資源循環の確保に向けて、プラスチックリサイクルの高度化に資する設備を導入する事業者を募集し、当該設備の導入費用について、1/2 を上限に補助します。

公募の詳細については、公益財団法人 廃棄物・3R 研究財団の下記（公募 URL）を御参照下さい。

https://www.jwrf.or.jp/subsidiary/save_co2/current/index.html

【公募対象事業】

・プラスチックリサイクル高度化設備緊急導入事業

ペットボトル・容器包装プラスチック等の廃プラスチックの高度なりサイクルに資する異物除去、選別、洗浄及び原料化設備並びにその他設備を導入する事業であって、国内資源循環が安定的に見込めるものであること。

※今年度事業であることから、来年（平成 30 年）3 月 10 日までに執行団体に完了実績報告書を提出いただく必要がありますので、来年（平成 30 年）2 月末までには補助対象設備の引渡しを完了させるようにしてください。

※申請においては、算出過程も含む二酸化炭素削減量の根拠の明示が必要になります。

【公募実施期間】

平成 29 年 11 月 22 日（水）～12 月 22 日（金） 17 時必着

【公募に関する問い合わせ先】

公益財団法人廃棄物・3R 研究財団

〒130-0026 東京都墨田区両国 3-25-5 J E I 両国ビル 8 階

TEL 03-5638-7162 FAX 03-5638-7165

担当 : 金井、久松、井草

E-mail : r.koudoka-1@jwrf.or.jp

【環境省報道発表】

<http://www.env.go.jp/press/104821.html>